

# 第94回 定時株主総会 招集ご通知

日時：平成30年6月27日（水曜日）  
午前10時

場所：ATCホール  
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

- ・開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。
- ・開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

議決権行使期限：平成30年6月26日（火曜日）  
午後5時30分

## 目次

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 第94回定時株主総会招集ご通知               | 1   |
| 事業報告                          | 4   |
| 連結計算書類                        | 20  |
| 計算書類                          | 22  |
| 監査報告書                         | 24  |
| 株主総会参考書類                      |     |
| 第1号議案 剰余金の処分の件                | 28  |
| 第2号議案 取締役全員任期満了につき<br>14名選任の件 | 29  |
| 第3号議案 取締役等に対する株式報酬<br>制度導入の件  | 38  |
| 第4号議案から第23号議案まで<br>株主からのご提案   | 42  |
| 議決権の行使についてのご案内                | 61  |
| 株主総会会場ご案内                     | 裏表紙 |

証券コード 9503  
平成30年6月7日

株 主 各 位

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
取締役会長 八 木 誠

## 第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、常日頃、格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使につきましては、61頁から62頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCホール

3. 目的事項

報告事項

- 1.平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容  
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

〈会社提案（第1号議案から第3号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役全員任期満了につき14名選任の件

第3号議案 取締役等に対する株式報酬制度導入の件

**〈株主(36名)からのご提案(第4号議案から第8号議案まで)〉**

- 第4号議案 定款一部変更の件(1)
- 第5号議案 定款一部変更の件(2)
- 第6号議案 定款一部変更の件(3)
- 第7号議案 定款一部変更の件(4)
- 第8号議案 定款一部変更の件(5)

**〈株主(105名)からのご提案(第9号議案から第15号議案まで)〉**

- 第9号議案 剰余金処分の件
- 第10号議案 取締役解任の件
- 第11号議案 定款一部変更の件(1)

他の株主(2名)から同一の趣旨のご提案があります。

- 第12号議案 定款一部変更の件(2)
- 第13号議案 定款一部変更の件(3)
- 第14号議案 定款一部変更の件(4)
- 第15号議案 定款一部変更の件(5)

**〈株主(2名)からのご提案(第16号議案から第18号議案まで)〉**

- 第16号議案 定款一部変更の件(1)
- 第17号議案 定款一部変更の件(2)
- 第18号議案 定款一部変更の件(3)

**〈株主(1名)からのご提案(第19号議案から第22号議案まで)〉**

- 第19号議案 定款一部変更の件(1)
- 第20号議案 定款一部変更の件(2)
- 第21号議案 定款一部変更の件(3)
- 第22号議案 定款一部変更の件(4)

## 〈株主(1名)からのご提案(第23号議案)〉

### 第23号議案 定款一部変更の件

〔上記の会社提案(第1号議案から第3号議案まで)および株主からのご提案(第4号議案から第23号議案まで)にかかる議案の内容等は28頁から60頁に記載のとおりであります。〕

以 上

- 
- ・ 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ① 事業報告の「5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況」
    - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
    - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
  - ・ 上記の事項につきましては、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
  - ・ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kepco.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

平成29年 4月1日から  
平成30年 3月31日まで

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

平成29年度の当社グループは、競争に打ち勝ち、さらなる成長を遂げるため、平成28年4月に策定した「関西電力グループ中期経営計画（2016-2018）」に基づく諸施策に、グループの総力を結集して取り組んでまいりました。

当年度の連結収支の状況については、収入面では、電気事業において、総販売電力量の減少や電気料金の値下げなどにより電灯電力料収入が減少したものの、託送収益や他社販売電力料などの増加があったことに加え、ガス事業や情報通信事業の売上高が増加したことなどから、売上高（営業収益）は3兆1,336億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は前年度を1,013億円上回り、3兆1,695億円となりました。一方、支出面では、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めたことに加え、原子力プラントの運転再開による費用の低減効果があったものの、燃料価格が上昇したことなどから、経常費用合計は前年度にくらべて803億円増加し、2兆9,523億円となりました。この結果、経常利益は2,171億円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,518億円となりました。

当年度の期末配当については、業績が3期連続の黒字となり、財務体質が改善しつつあることや、平成30年度以降の収支状況など、経営環境を総合的に勘案し、1株当たり20円といたしたと存じます。

事業別の業績については、次のとおりであります。

#### a. 電気事業

再稼働を目指している原子力プラントのうち、高浜発電所4号機は昨年6月、高浜発電所3号機は昨年7月にそれぞれ本格運転を再開し、これを受け、昨年8月から、関西の全てのお客さまの電気料金を平均で4.29%値下げいたしました。

また、大飯発電所3号機は本年4月に本格運転を再開し、大飯発電所4号機は本年5月に再稼働しました。今後とも、安全・安定運転に努めてまいります。

運転期間延長の認可をいただきました高浜発電所1、2号機および美浜発電所3号機については、引き続き、安全を最優先に、再稼働に向けた工事を進めてまいります。

また、昨年12月に大飯発電所1、2号機の廃止を判断し、全11プラントの運転方針を決定しました。なお、本年3月、大飯発電所1、2号機を廃止といたしました。

当年度の総販売電力量は、契約電力が減少したことなどから、1,152億4千万キロワット時と前年度にくらべて5.1%の減少となりました。その内訳を見ますと、「電灯」については、417億7千万キロワット時と前年実績を4.4%下回りました。また、「電力」についても、734億8千万キロワット時と前年実績を5.6%下回りました。

売上高については、総販売電力量の減少や電気料金の値下げなどにより電灯電力料収入が減少したものの、託送収益や他社販売電力料が増加したことなどから、前年度にくらべて395億円増加し、2兆5,961億円となりました。

一方、支出面では、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めたことに加え、原子力プラントの運転再開による費用の低減効果があったものの、燃料価格が上昇したことなどから、営業費用が増加しました。この結果、営業利益は前年度にくらべて50億円増加し、1,703億円となりました。

#### b. ガス・その他エネルギー事業

売上高については、ガス事業においてガス販売量が増加したことや、ガス販売価格が上昇したことなどから、前年度にくらべて480億円増加し、1,412億円となりました。

一方、支出面では、ガス事業費用が増加したことなどから、営業費用が増加しました。

この結果、営業利益は前年度にくらべて50億円減少し、9億円となりました。

#### c. 情報通信事業

売上高については、F T T Hサービス「e o光」や携帯電話サービス「mineo（マイネオ）」、電力小売サービス「e o電気」の加入者が拡大していることなどから、前年度にくらべて175億円増加し、2,031億円となりました。

一方、支出面で、「mineo」および「e o電気」の加入者獲得に向けた販売促進費等の営業費用が増加したものの、営業利益は前年度にくらべて67億円増加し、262億円となりました。

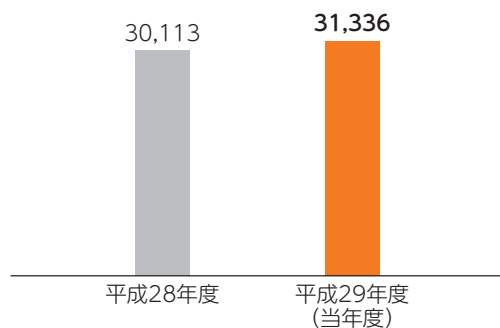
#### d. その他の事業

売上高については、不動産事業において、マンションの他事業者への卸売により販売戸数が増加したことや、グループ事業をサポートする会社において大型工事を受注したことなどから、前年度にくらべて172億円増加し、1,931億円となりました。

一方、支出面で、不動産事業において新規ビルを取得・開業したことなどにより営業費用が増加したものの、営業利益は前年度にくらべて50億円増加し、304億円となりました。

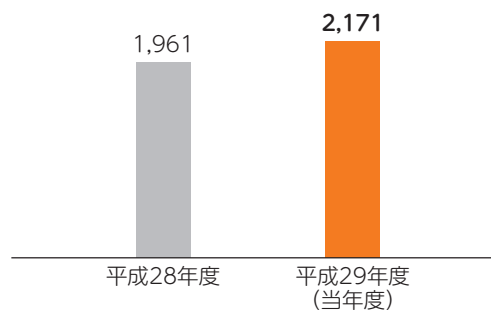
## 売上高（連結）

（単位：億円）



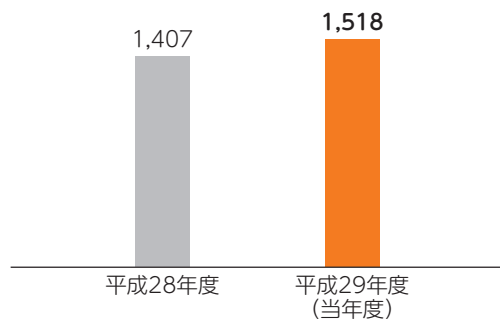
## 経常利益（連結）

（単位：億円）



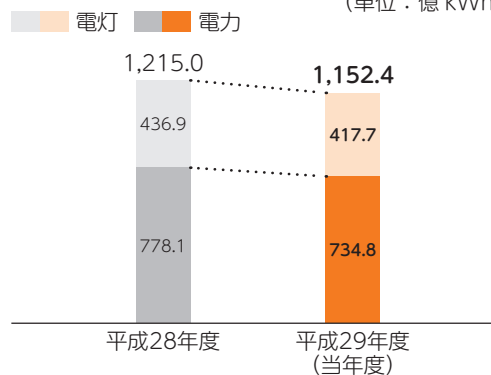
## 親会社株主に帰属する当期純利益（連結）

（単位：億円）



## 総販売電力量

（単位：億 kWh）



## (2) 対処すべき課題

「関西電力グループ中期経営計画（2016-2018）」の最終年度となる平成30年度は、「安全最優先」と「CSRの全う」を基本姿勢と位置付け、「中期経営計画達成に向けた重点取組み（2018）」を中心に事業活動を推進してまいります。

総合エネルギー事業の競争力強化に向け、原子力プラントの安全管理に万全を期し、大飯発電所3号機に続き、大飯発電所4号機の本格運転を行い、その後、速やかに電気料金の値下げを実施いたします。

さらに、トップラインの向上に向け、ご家庭のお客さまへのオール電化や、電気とガスをセットにしたメニューのご提案、法人のお客さまへの電気にガスとグループサービスを組み合わせたトータルエネルギー提案活動の推進のほか、首都圏をはじめ関西圏以外への電力販売や卸販売のさらなる拡大に取り組んでまいります。

また、トップレベルの生産性を目指して、あらゆる業務プロセスにおいて、コスト構造改革を加速してまいります。

そして、さらなる成長の可能性の追求に向け、国際事業や情報通信・不動産等のグループ事業の一層の強化・拡大を図るとともに、ベンチャー企業など社外との連携強化等を通じ、イノベーション・新規事業に挑戦してまいります。

また、持続可能な経営を支える盤石な基盤の構築に向け、電力システム改革における健全な競争環境のしくみと電力の安全・安定供給の両立の実現に取り組むとともに、送配電事業の法的分離や激化する競争に対応するための体制を整備してまいります。あわせて、働き方改革と健康経営の一体的推進などに取り組んでまいります。

当社グループは、これらの施策を実行し、企業価値の増大を図り、株主のみなさまのご期待にお応えできるよう全力を尽くしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。



## (3) 設備投資の状況

## a. 設備投資額

|               |         |
|---------------|---------|
| 電気事業          | 2,945億円 |
| ガス・その他エネルギー事業 | 254億円   |
| 情報通信事業        | 410億円   |
| その他の事業        | 508億円   |
| 内部取引消去        | △ 49億円  |
| 設備投資総額        | 4,070億円 |

## b. 主な設備の新增設工事等

|     |      | 発 電 設 備                    | 送 変 電 設 備            |
|-----|------|----------------------------|----------------------|
| 完 成 | 新設   | —————                      | 金剛変電所 (2,000,000kVA) |
| 継続中 | 設備更新 | [水 力]<br>丸山発電所 (151,000kW) | —————                |

## (4) 資金調達の状況

## a. 社 債

| 発 行 額   | 償 還 額   |
|---------|---------|
| 2,502億円 | 3,311億円 |

## b. 借入金

| 借 入 額   | 返 済 額   |
|---------|---------|
| 5,993億円 | 6,730億円 |

## c. コマーシャル・ペーパー

| 発 行 額   | 償 還 額   |
|---------|---------|
| 4,040億円 | 3,640億円 |

(5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                     | 平成26年度<br>(第91期) | 平成27年度<br>(第92期) | 平成28年度<br>(第93期) | 平成29年度<br>(当期) |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|
| 売 上 高<br>( 営 業 収 益 )    | 34,060億円         | 32,459億円         | 30,113億円         | 31,336億円       |
| 経 常 利 益                 | △ 1,130億円        | 2,416億円          | 1,961億円          | 2,171億円        |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | △ 1,483億円        | 1,408億円          | 1,407億円          | 1,518億円        |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益      | △ 166.06円        | 157.59円          | 157.58円          | 170.01円        |
| 総 資 産                   | 77,433億円         | 74,124億円         | 68,531億円         | 69,850億円       |

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」等を適用したことにより、平成27年度から「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 平成26年度は、原子力プラントが稼動しなかったことにより、火力燃料費が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。
3. 平成27年度は、電気料金の値上げを行ったものの、燃料費調整単価が低下したことなどから、売上高は減少いたしました。一方、燃料価格の下落に伴い、火力燃料費が減少したことなどから、経常費用が減少し、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。
4. 平成28年度は、燃料費調整単価が低下したことなどから、売上高は減少いたしました。一方、燃料価格の下落に伴い、火力燃料費が減少したことなどから、経常費用が減少し、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。
5. 平成29年度は、総販売電力量の減少や電気料金の値下げの影響があったものの、託送収益や他社販売電力料の増加に加え、ガス事業や情報通信事業が拡大したことなどにより、売上高は増加いたしました。また、燃料価格が上昇したことなどによる経常費用の増加があったものの、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。

## (6) 重要な子会社および関連会社の状況

| 会社名                | 資本金     | 出資比率   | 主要な事業内容  |
|--------------------|---------|--------|--|
| 株式会社ケイ・オプティコム      | 330.0億円 | 100.0% | 電気通信事業（個人向インターネット接続サービス、法人向通信サービス）、有線一般放送事業、小売電気事業、電気通信設備の賃貸 |
| 株式会社関電エネルギーソリューション | 152.0   | 100.0  | ガス販売代行、ユーティリティ（電気・熱源）設備の建設・保守を含めた運転保全サービス、電気事業               |
| 関電不動産開発株式会社        | 8.1     | 100.0  | 不動産の分譲、賃貸、管理   |
| 株式会社かんでんエンジニアリング   | 7.8     | 100.0  | 電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事   |
| 株式会社日本ネットワークサポート   | 4.1     | 80.5   | 配電資機材の製造、販売  |
| 関電プラント株式会社         | 3.0     | 100.0  | 火力・原子力発電設備の保全、工事   |
| 株式会社ニュージェック        | 2.0     | 84.0   | 土木・建築等に関する調査・設計・工事監理   |
| 株式会社関電パワーテック       | 1.0     | 100.0  | 火力・原子力発電設備の運転・保守管理、産業廃棄物の処理・再生利用、石炭灰・資機材等の販売                 |
| 関電ファシリティーズ株式会社     | 1.0     | 100.0  | オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理、駐車場運営管理                                 |
| 株式会社環境総合テクノス       | 1.0     | 100.0  | 環境・土木・建築に関する調査、分析、コンサルティング、工事                                |
| 関電システムソリューションズ株式会社 | 0.9     | 100.0  | 情報システムの企画、設計、構築、保守運用管理および情報システムに関するコンサルティング                  |
| 関電サービス株式会社         | 0.7     | 100.0  | 電力営業・配電・用地・広報業務の受託、電柱広告                                      |

| 会 社 名                                   | 資 本 金              | 出資比率   | 主要な事業内容                           |
|---|--------------------|--------|-----------------------------------|
| 株 式 会 社 関 電 L & A                       | 0.3億円              | 100.0% | リース、自動車整備、保険代理店                   |
| Kansai Electric Power Australia Pty Ltd | 3.91<br>(億アメリカドル)  | 100.0  | オーストラリアにおけるプルートLNGプロジェクトの開発・採業・管理 |
| * 日 本 原 燃 株 式 会 社                       | 4,000.0            | 16.6   | ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業     |
| * 株 式 会 社 き ん で ん                       | 264.1              | 33.7   | 電気・情報通信・環境関連工事                    |
| * 株 式 会 社 エ ネ ゲ ー ト                     | 4.9                | 49.0   | 電力量計の製造、販売、修理、取替および電気制御機器の製造、販売   |
| * San Roque Power Corporation           | 0.18<br>(億フィリピンペソ) | 50.0   | フィリピンにおける水力発電事業                   |

(注) 1. \*印は持分法適用の関連会社であり、他は全て子会社であります。

2. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

#### (7) 主要な事業内容

当社グループは、電気やガス、ユーティリティサービスなどの総合的なエネルギー・ソリューションを提供する「総合エネルギー・送配電事業」、総合的な情報通信サービスを提供する「情報通信事業」、不動産関連サービスや生活関連サービスの提供を行う「不動産・暮らし事業」等の事業を展開しております。

## (8) 主要な事業所等

## a. 当社の主要な事業所および発電所

## (a) 事業所

本店（大阪府大阪市）、原子力事業本部（福井県三方郡美浜町）

## (b) 発電所

| 区 分                          | 発電所名            | 所在地  |
|------------------------------|-----------------|------|
| 水力発電所<br>(出力100,000 k W以上)   | 喜撰山             | 京都府  |
|                              | 奥吉野             | 奈良県  |
|                              | 大河内、奥多々良木       | 兵庫県  |
|                              | 木曾、読書           | 長野県  |
|                              | 丸山、下小鳥          | 岐阜県  |
|                              | 新黒部川第三、音沢、黒部川第四 | 富山県  |
| 火力発電所<br>(出力1,000,000 k W以上) | 堺港、南港、多奈川第二     | 大阪府  |
|                              | 舞鶴              | 京都府  |
|                              | 海南、御坊           | 和歌山県 |
|                              | 姫路第一、姫路第二、相生、赤穂 | 兵庫県  |
| 原子力発電所                       | 美浜、高浜、大飯        | 福井県  |
| 太陽光発電所<br>(出力10,000 k W以上)   | 堺太陽光            | 大阪府  |

b. 重要な子会社の本店所在地

| 会 社 名                                   | 本店所在地                    |
|---|--------------------------|
| 株式会社ケイ・オプティコム                           | 大阪府大阪市                   |
| 株式会社関電エネルギーソリューション                      |                          |
| 関電不動産開発株式会社                             |                          |
| 株式会社かんでんエンジニアリング                        |                          |
| 株式会社日本ネットワークサポート                        |                          |
| 関電プラント株式会社                              |                          |
| 株式会社ニュージェック                             |                          |
| 株式会社関電パワーテック                            |                          |
| 関電ファシリティーズ株式会社                          |                          |
| 株式会社環境総合テクノス                            |                          |
| 関電システムソリューションズ株式会社                      |                          |
| 関電サービス株式会社                              |                          |
| 株式会社関電L & A                             |                          |
| Kansai Electric Power Australia Pty Ltd | オーストラリア西オーストラリア州<br>パース市 |

(9) 使用人の状況

| 区 分           | 使用人数    | 前年度末比増減 |
|---------------|---------|---------|
| 電気事業          | 19,187名 | - 299名  |
| ガス・その他エネルギー事業 | 637     | 64      |
| 情報通信事業        | 3,249   | 32      |
| その他の事業        | 9,454   | 216     |
| 合 計           | 32,527  | 13      |

(注) 使用人数は就業人員であり、休職者等を除いております。

## (10) 主要な借入先

| 借入先           | 借入金残高   |
|---------------|---------|
| 株式会社日本政策投資銀行  | 4,290億円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 2,519   |
| 株式会社三井住友銀行    | 2,160   |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 2,134   |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 1,467   |
| 日本生命保険相互会社    | 1,957   |

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付をもって株式会社三菱UFJ銀行に行名を変更しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 17億8,405万9,697株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9億3,873万3,028株  |
| (3) 株主数      | 29万3,635名       |
| (4) 大株主      |                 |

| 株主名   | 当社への出資状況 |       |
|---|----------|-------|
|   | 持株数      | 出資比率  |
| 大阪市   | 83,748千株 | 9.37% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                     | 33,200   | 3.72  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                   | 33,170   | 3.71  |
| 日本生命保険相互会社                                  | 32,611   | 3.65  |
| 神戸市   | 27,351   | 3.06  |
| 関西電力持株会                                     | 19,165   | 2.14  |
| 株式会社みずほ銀行                                   | 17,378   | 1.94  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)                  | 15,593   | 1.74  |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT・TREATY 505234 | 12,950   | 1.45  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)                  | 11,569   | 1.29  |

(注) 出資比率は、自己株式(45,086,611株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位          | 氏 名     | 担 当  | 重要な兼職の状況   |
|--------------|---------|--|--|
| * 取締役会長      | 八 木 誠   |  | エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社社外取締役<br>日本生命保険相互会社社外取締役<br>公益社団法人関西経済連合会副会長 |
| * 取締役社長      | 岩 根 茂 樹 |  | 田辺三菱製薬株式会社社外取締役  |
| * 取締役副社長執行役員 | 豊 松 秀 己 | 原子力事業本部長                                       | 株式会社きんでん社外監査役  |
| * 取締役副社長執行役員 | 香 川 次 朗 | お客さま本部長、地域エネルギー本部長<br>再生可能エネルギー事業戦略室担当<br>業務全般 | 関西エアポート株式会社社外取締役   |
| * 取締役副社長執行役員 | 土 井 義 宏 | 電力流通事業本部長<br>行為規制担当<br>業務全般                    | 日立造船株式会社社外監査役  |
| * 取締役副社長執行役員 | 森 本 孝   | 経営企画室、総合エネルギー企画室<br>中間貯蔵推進担当                   | 東洋テック株式会社社外取締役   |
| * 取締役副社長執行役員 | 井 上 富 夫 | 人財・安全推進室担当、立地室担当                               | 株式会社かんでんエルハート<br>取締役社長<br>社会福祉法人かんでん福祉事業団理事長                     |
| 取締役常務執行役員    | 杉 本 康   | 調達本部長<br>原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当             |  |



| 地 位           | 氏 名     | 担 当                            | 重要な兼職の状況   |
|---------------|---------|--------------------------------|--|
| 取締役<br>常務執行役員 | 湯 川 英 彦 | 国際事業本部長                        | KPIC Netherlands B.V.取締役   |
| 取締役<br>常務執行役員 | 大 石 富 彦 | 水力事業本部長<br>研究開発室担当、土木建築室<br>担当 |  |
| 取締役<br>常務執行役員 | 島 本 恭 次 | 火力事業本部長                        |  |
| 取 締 役         | 井 上 礼 之 |                                | ダイキン工業株式会社取締役<br>会長兼グローバルグループ代<br>表執行役員<br>阪急阪神ホールディングス株<br>式会社社外取締役<br>公益社団法人関西経済連合会<br>副会長   |
| 取 締 役         | 沖 原 隆 宗 |                                | 株式会社三菱東京UFJ銀行<br>特別顧問<br>損害保険ジャパン日本興亜<br>株式会社社外監査役<br>株式会社オービックビジネス<br>コンサルタント社外取締<br>役  |
| 取 締 役         | 小 林 哲 也 |                                | 近鉄グループホールディン<br>グス株式会社取締役会長<br>近畿日本鉄道株式会社取締<br>役会長<br>近鉄不動産株式会社取締役<br>会長<br>株式会社きんえい取締役<br>三重交通グループホールデ<br>ィングス株式会社社外取締<br>役<br>株式会社近鉄エクスプレス<br>社外取締役<br>株式会社近鉄百貨店取締役<br>会長<br>KNT-CTホールディン<br>グス株式会社取締役会長 |

| 地 位       | 氏 名     | 担 当  | 重要な兼職の状況                        |
|-----------|---------|------|---------------------------------|
| 常 任 監 査 役 | 八 嶋 康 博 | (常勤) | 株式会社きんでん社外監査役                   |
| 常 任 監 査 役 | 田 村 康 生 | (常勤) |                                 |
| 常 任 監 査 役 | 樋 口 幸 茂 | (常勤) |                                 |
| 監 査 役     | 土 肥 孝 治 |      | 弁護士                             |
| 監 査 役     | 槇 村 久 子 |      | 京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員<br>関西大学客員教授 |
| 監 査 役     | 十 市 勉   |      | 一般財団法人日本エネルギー経済研究所参与            |
| 監 査 役     | 大 坪 文 雄 |      | パナソニック株式会社特別顧問<br>帝人株式会社社外取締役   |

- (注) 1. \*印は代表取締役であります。  
2. 取締役井上礼之、取締役沖原隆宗および取締役小林哲也の各氏は、社外取締役ではありません。  
3. 監査役土肥孝治、監査役槇村久子、監査役十市勉および監査役大坪文雄の各氏は、社外監査役であります。  
4. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。  
5. 常任監査役田村康生氏は、当社経理室マネージャーおよび執行役員経理室長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
6. 取締役沖原隆宗氏が特別顧問に就任している株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付をもって株式会社三菱UFJ銀行に行名を変更しております。  
7. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。  
8. 当事業年度中辞任した監査役は次のとおりであります。

| 地 位       | 氏 名   | 辞任年月日      |
|-----------|-------|------------|
| 常 任 監 査 役 | 神 野 榮 | 平成29年6月28日 |

(地位は辞任時)

9. 当事業年度中の取締役の地位の異動は次のとおりであります。

| 氏 名     | 新                  | 旧               | 異動年月日      |
|---------|--------------------|-----------------|------------|
| 井 上 富 夫 | * 取 締 役<br>副社長執行役員 | 取 締 役<br>常務執行役員 | 平成29年6月28日 |

(\*印は代表取締役)

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 取 締 役 | 17名 463百万円 (うち社外取締役 3名 24百万円) |
| 監 査 役 | 8名 129百万円 (うち社外監査役 4名 31百万円)  |

(注) 上記には第93回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名に対する報酬額を含めております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬については、取締役の報酬等に関する客観性・透明性の向上を目的に、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会を設置し、同委員会の適切な関与・助言を得たうえで取締役会において決定しております。

取締役の報酬は、各取締役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬と、社外取締役を除く取締役を対象とした業績連動報酬で構成し、株主総会の決議に基づき月額75百万円以内で、支給額を決定しております。

監査役の報酬は、取締役の職務執行を監査する立場にあることを勘案し、独立性を高める観点から、月例の基本報酬のみで構成しており、株主総会の決議に基づき月額18百万円以内で、監査役の協議により支給額を決定しております。

## (4) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

| 区 分   | 氏 名  | 当事業年度における主な活動状況   |
|-------|------|---|
| 社外取締役 | 井上礼之 | 当事業年度に開催した取締役会15回のうち12回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。                    |
| 社外取締役 | 沖原隆宗 | 当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、主に金融機関の経営者としての見地から発言を行っております。                    |
| 社外取締役 | 小林哲也 | 当事業年度に開催した取締役会15回のうち13回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。                    |
| 社外監査役 | 土肥孝治 | 当事業年度に開催した取締役会15回のうち13回、また監査役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。      |
| 社外監査役 | 榎村久子 | 当事業年度に開催した取締役会15回および監査役会14回の全てに出席し、学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。            |
| 社外監査役 | 十市勉  | 当事業年度に開催した取締役会15回および監査役会14回の全てに出席し、エネルギー経済・エネルギー政策の研究者としての見地から発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 大坪文雄 | 平成29年6月28日就任後に開催した取締役会12回および監査役会10回の全てに出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。     |

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

### 4. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

|                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| a. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額           | 120百万円 |
| b. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 262百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の当事業年度の監査計画や報酬見積りなどの相当性を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社である、関電プラント株式会社の計算関係書類の監査は、監査法人浩陽会計社が、Kansai Electric Power Australia Pty Ltdの計算関係書類の監査は、Deloitte Touche Tohmatsuが行っております。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- a. 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任を相当と判断した場合には、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。
- b. 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、または会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任または不再任を相当と判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

## 連結貸借対照表

平成30年3月31日現在

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 |                  |
|-----------------|------------------|-------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目               | 金 額              |
|                 | 百万円              |                   | 百万円              |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>6,183,799</b> | <b>固 定 負 債</b>    | <b>3,852,076</b> |
| 電気事業固定資産        | 3,222,279        | 社 債               | 949,500          |
| 水力発電設備          | 294,175          | 長期借入金             | 1,825,525        |
| 汽力発電設備          | 414,312          | 退職給付に係る負債         | 367,875          |
| 原子力発電設備         | 344,032          | 資産除去債務            | 444,302          |
| 送電設備            | 819,294          | 繰延税金負債            | 1,346            |
| 変電設備            | 416,948          | その他の固定負債          | 263,526          |
| 配電設備            | 811,479          | <b>流 動 負 債</b>    | <b>1,631,266</b> |
| 業務設備            | 100,412          | 1年以内に期限到来の固定負債    | 664,395          |
| その他の電気事業固定資産    | 21,624           | 短期借入金             | 143,208          |
| その他の固定資産        | 753,323          | コマーシャル・ペーパー       | 154,000          |
| 固定資産仮勘定         | 560,944          | 支払手形及び買掛金         | 126,414          |
| 建設仮勘定及び除却仮勘定    | 457,442          | 未払税金              | 92,214           |
| 原子力廃止関連仮勘定      | 78,332           | その他の流動負債          | 451,034          |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | 25,168           | <b>引 当 金</b>      | <b>28,948</b>    |
| 核 燃 料           | 494,124          | 湯水準備引当金           | 28,948           |
| 装荷核燃料           | 64,688           | <b>負 債 合 計</b>    | <b>5,512,290</b> |
| 加工中等核燃料         | 429,435          |                   |                  |
| 投資その他の資産        | 1,153,128        | <b>株 主 資 本</b>    | <b>1,364,347</b> |
| 長期投資            | 345,422          | 資 本 金             | 489,320          |
| 関係会社長期投資        | 431,764          | 資 本 剰 余 金         | 66,725           |
| 繰延税金資産          | 334,601          | 利 益 剰 余 金         | 904,806          |
| その他の投資等         | 44,394           | 自 己 株 式           | △ 96,504         |
| 貸倒引当金(貸方)       | △ 3,054          | その他の包括利益累計額       | 89,740           |
| 流 動 資 産         | 801,288          | その他有価証券評価差額金      | 91,135           |
| 現金及び預金          | 159,685          | 繰延ヘッジ損益           | △ 3,369          |
| 受取手形及び売掛金       | 270,648          | 為替換算調整勘定          | 11,016           |
| たな卸資産           | 129,127          | 退職給付に係る調整累計額      | △ 9,041          |
| 繰延税金資産          | 68,272           | 非支配株主持分           | 18,709           |
| その他の流動資産        | 176,413          | <b>純 資 産 合 計</b>  | <b>1,472,797</b> |
| 貸倒引当金(貸方)       | △ 2,859          |                   |                  |
| <b>合 計</b>      | <b>6,985,088</b> | <b>合 計</b>        | <b>6,985,088</b> |

## 連結損益計算書

平成29年 4月1日から  
平成30年 3月31日まで

| 費用の部         |           | 収益の部       |           |
|--------------|-----------|------------|-----------|
| 科 目          | 金 額       | 科 目        | 金 額       |
|              | 百万円       |            | 百万円       |
| 営 業 費 用      | 2,906,081 | 営 業 収 益    | 3,133,632 |
| 電気事業営業費用     | 2,430,106 | 電気事業営業収益   | 2,596,114 |
| その他事業営業費用    | 475,975   | その他事業営業収益  | 537,518   |
| 営 業 利 益      | (227,551) |            |           |
| 営 業 外 費 用    | 46,316    | 営 業 外 収 益  | 35,869    |
| 支 払 利 息      | 37,219    | 受 取 配 当 金  | 9,293     |
| その他の営業外費用    | 9,097     | 受 取 利 息    | 1,633     |
|              |           | 持分法による投資利益 | 11,704    |
|              |           | その他の営業外収益  | 13,238    |
| 当期経常費用合計     | 2,952,398 | 当期経常収益合計   | 3,169,502 |
| 当期経常利益       | 217,104   |            |           |
| 剰水準備金引当又は取崩し | 1,495     |            |           |
| 剰水準備金引当      | 1,495     |            |           |
| 税金等調整前当期純利益  | 215,608   |            |           |
| 法 人 税 等      | 63,087    |            |           |
| 法人税等         | 24,387    |            |           |
| 法人税等調整額      | 38,699    |            |           |
| 当期純利益        | 152,520   |            |           |
| 非支配株主に帰属する利益 | 639       |            |           |
| 親会社株主に帰属する利益 | 151,880   |            |           |

# 貸借対照表

平成30年3月31日現在

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 及 び 純 資 産 の 部       |                  |
|------------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
|                        | 百万円              |                         | 百万円              |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>5,406,626</b> | <b>固 定 負 債</b>          | <b>3,530,393</b> |
| 電気事業固定資産               | 3,306,916        | 社 債                     | 950,000          |
| 水力発電設備                 | 298,949          | 長期借入金                   | 1,578,613        |
| 汽力発電設備                 | 415,683          | 長期未払債                   | 7,527            |
| 原子力発電設備                | 351,611          | 未払使用済燃料再処理等             | 21,800           |
| 内燃力発電設備                | 4,065            | リ ー ス 債                 | 133              |
| 新エネルギー等発電設備            | 1,214            | 関係会社長期債                 | 19,300           |
| 送電設備                   | 833,648          | 退職給付引当金                 | 331,158          |
| 変電設備                   | 423,557          | 資産除去債                   | 435,420          |
| 配電設備                   | 860,642          | 雑 固 定 負 債               | 186,439          |
| 業務設備                   | 101,182          | <b>流 動 負 債</b>          | <b>1,452,831</b> |
| 貸付設備                   | 16,361           | 1年以内に期限到来の固定負債          | 574,113          |
| 附帯事業固定資産               | 17,832           | 短期借入金                   | 130,000          |
| 事業外固定資産                | 6,577            | コマーシャル・ペーパー             | 154,000          |
| 固定資産仮勘定                | 533,015          | 買掛金                     | 73,682           |
| 建設仮勘定                  | 426,326          | 未払費用                    | 41,894           |
| 除却仮勘定                  | 3,186            | 未払税                     | 225,291          |
| 原子力廃止関連仮勘定             | 78,332           | 預り金                     | 77,979           |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定        | 25,168           | 関係会社短期債                 | 25,156           |
| <b>核 燃 料</b>           | <b>494,124</b>   | 諸 前 受 債                 | 82,143           |
| 装荷核燃料                  | 64,688           | 雑 流 動 負 債               | 60,835           |
| 加工中等核燃料                | 429,435          | 引 当 金                   | 7,733            |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,048,161</b> | 渴 水 準 備 引 当 金           | 28,948           |
| 長期投資                   | 220,308          | <b>負 債 合 計</b>          | <b>5,012,173</b> |
| 関係会社長期投資               | 521,350          | <b>株 主 資 本</b>          | <b>878,213</b>   |
| 長期前払費用                 | 26,083           | 資 本                     | 489,320          |
| 繰延税金資産                 | 280,989          | 本 剰 余 金                 | 67,031           |
| 貸倒引当金(貸方)              | △ 571            | 資 本 準 備 金               | 67,031           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>539,488</b>   | 利 益 剰 余 金               | 418,248          |
| 現金及び預金                 | 100,353          | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 36,708           |
| 売掛金                    | 202,375          | 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金     | 381,540          |
| 未収入金                   | 22,433           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 62               |
| 貯蔵品                    | 62,283           | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△ 96,387</b>  |
| 払費用                    | 1,497            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 55,728           |
| 関係会社短期債                | 70,667           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 57,569           |
| 繰延税金資産                 | 60,117           | 繰 延 へ ッ ジ 損 益           | △ 1,840          |
| 雑 流 動 資 産              | 22,239           | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>933,942</b>   |
| 貸倒引当金(貸方)              | △ 2,480          | <b>合 計</b>              | <b>5,946,115</b> |
| <b>合 計</b>             | <b>5,946,115</b> |                         |                  |

# 損益計算書

平成29年 4月1日から  
平成30年 3月31日まで

| 費用の部                |           | 収益の部     |           |
|---------------------|-----------|----------|-----------|
| 科目                  | 金額        | 科目       | 金額        |
|                     | 百万円       |          | 百万円       |
| 営業費用                | 2,518,523 | 営業収益     | 2,683,945 |
| 電気事業費               | 2,442,644 | 電気事業収益   | 2,612,979 |
| 水汽力発電               | 58,052    | 電灯料      | 995,959   |
| 原子力発電               | 629,520   | 電力料      | 1,240,661 |
| 内燃力発電               | 282,401   | 電送料      | 12,654    |
| 新エネルギー              | 1,452     | 他社販売     | 55,804    |
| 地帯間購入電力             | 67        | 託送間算     | 125,853   |
| 他社購入電力              | 11,113    | 事業者間精算   | 1,738     |
| 送配                  | 455,605   | 再電工気特設   | 148,621   |
| 変配                  | 148,676   | 貸付設備     | 30,197    |
| 販賣                  | 67,007    |          | 1,488     |
| 貸付                  | 217,841   |          |           |
| 一般                  | 77,181    |          |           |
| 一統供給                | 579       |          |           |
| 原子力廃止関連             | 152,219   |          |           |
| 再工ネ特措法              | 174       |          |           |
| 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結 | 1845      |          |           |
| 電源開発促進              | 260,067   |          |           |
| 電力費振替勘定(貸方)         | 1,011     |          |           |
| △                   | 52,512    |          |           |
| △                   | 25,562    |          |           |
| △                   | 247       |          |           |
| △                   | 75,879    | 附帯事業営業費用 | 70,966    |
| △                   | 370       | 蒸気供給事業   | 487       |
| △                   | 71,763    | ガス供給事業   | 64,353    |
| △                   | 478       | 燃料販売事業   | 471       |
| △                   | 3,266     | その他附帯事業  | 5,653     |
| △                   | (165,421) |          |           |
| △                   | 40,909    | 営業外収益    | 20,994    |
| △                   | 34,115    | 財務       | 13,139    |
| △                   | 33,380    | 受取配当     | 11,773    |
| △                   | 734       | 受取配当     | 1,365     |
| △                   | 6,794     | 事業外収益    | 7,855     |
| △                   | 294       | 固定資産売却   | 1,105     |
| △                   | 6,500     | 雑収       | 6,750     |
| △                   | 2,559,433 | 当期経常収益合計 | 2,704,940 |
| △                   | 145,506   |          |           |
| △                   | 1,495     |          |           |
| △                   | 1,495     |          |           |
| △                   | 144,010   |          |           |
| △                   | 40,974    |          |           |
| △                   | 2,993     |          |           |
| △                   | 37,980    |          |           |
| △                   | 103,036   |          |           |



## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

関西電力株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 免 和 久 ⑤  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関 口 浩 一 ⑤  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋 野 智 也 ⑤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

関西電力株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 免 和 久 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関 口 浩 一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋 野 智 也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西電力株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、有限責任監査法人トーマツ等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。あわせて、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制システム）の構築および運用の状況を監視および検証しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から随時その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

### (3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

平成30年5月16日

### 関西電力株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 八 嶋 康 博 ㊞

常任監査役(常勤) 田 村 康 生 ㊞

常任監査役(常勤) 樋 口 幸 茂 ㊞

監 査 役 土 肥 孝 治 ㊞

監 査 役 榎 村 久 子 ㊞

監 査 役 十 市 勉 ㊞

監 査 役 大 坪 文 雄 ㊞

(注) 監査役土肥孝治、監査役榎村久子、監査役十市勉および監査役大坪文雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 〈会社提案（第1号議案から第3号議案まで）〉

第1号議案から第3号議案までは、会社提案であります。

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対して関西電力グループとして経営の成果を適切に配分するため、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的な配当を維持することを株主還元の基本方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、平成29年度の業績が3期連続の黒字となり、財務体質が改善しつつあることや、平成30年度以降の収支状況など、経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

#### 剰余金の配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金20円 総額17,872,928,340円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月28日（木曜日）

**第2号議案** 取締役全員任期満了につき14名選任の件

取締役全員（14名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名                      | 現在の当社に<br>おける地位 | 候補者<br>番号 | 氏 名  | 現在の当社に<br>おける地位 |
|-----------|--------------------------|-----------------|-----------|--|-----------------|
| 1         | 再任 八 木 誠 <sup>まこと</sup>  | 取締役会長           | 8         | 再任 すぎもと やすし<br>杉 本 康                             | 取締役<br>常務執行役員   |
| 2         | 再任 いわね しげき<br>岩 根 茂 樹    | 取締役社長           | 9         | 再任 おお いし とみ ひこ<br>大 石 富 彦                        | 取締役<br>常務執行役員   |
| 3         | 再任 とよまつ ひでき<br>豊 松 秀 己   | 取締役<br>副社長執行役員  | 10        | 再任 しま もと やす じ<br>島 本 恭 次                         | 取締役<br>常務執行役員   |
| 4         | 再任 ど い よし ひろ<br>土 井 義 宏  | 取締役<br>副社長執行役員  | 11        | 新任 いな だ こう じ<br>稲 田 浩 二                          | 常務執行役員          |
| 5         | 再任 もり もと たかし<br>森 本 孝    | 取締役<br>副社長執行役員  | 12        | 再任 いの うえ のり ゆき<br>井 上 礼 之<br>社外取締役候補者<br>独立役員候補者 | 社外取締役           |
| 6         | 再任 いの うえ とみ お<br>井 上 富 夫 | 取締役<br>副社長執行役員  | 13        | 再任 おき はら たか むね<br>沖 原 隆 宗<br>社外取締役候補者<br>独立役員候補者 | 社外取締役           |
| 7         | 新任 み その とよ かず<br>彌 園 豊 一 | 常務執行役員          | 14        | 再任 こ ばやし てつ や<br>小 林 哲 也<br>社外取締役候補者<br>独立役員候補者  | 社外取締役           |

候補者番号

1

やぎ まこと  
**八木 誠**

(生年月日) 昭和24年10月13日

再任

当社株式の所有数 34,200株  
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和47年 4月 関西電力株式会社入社  
平成17年 6月 同社取締役電力システム事業本部副事業本部長  
平成18年 6月 同社常務取締役  
平成21年 6月 同社取締役副社長  
平成22年 6月 同社取締役社長  
平成23年 4月 電気事業連合会会長（平成28年 6月 退任）  
平成28年 6月 関西電力株式会社取締役会長（現在に至る）  
平成29年 5月 公益社団法人関西経済連合会副会長（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社社外取締役
- ・日本生命保険相互会社社外取締役
- ・公益社団法人関西経済連合会副会長

【取締役候補者とした理由】

主に電力流通部門における豊富な業務経験を有し、平成17年6月に取締役に就任以降、原子力事業本部長等を歴任のうえ、平成22年6月から取締役社長として、また、平成28年6月からは取締役会長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献するとともに、平成23年4月から平成28年6月まで電気事業連合会の会長として電力業界の発展に貢献してきました。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

いわね しげき  
**岩根 茂樹**

(生年月日) 昭和28年5月27日

再任

当社株式の所有数 30,800株  
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和51年 4月 関西電力株式会社入社  
平成19年 6月 同社執行役員企画室長  
平成22年 6月 同社常務取締役  
平成24年 4月 同社取締役副社長  
平成25年 6月 同社取締役副社長執行役員  
平成28年 6月 同社取締役社長（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・田辺三菱製薬株式会社社外取締役

【取締役候補者とした理由】

調達部門、燃料部門、企画部門などにおける幅広い業務経験を有し、平成22年6月に取締役に就任以降、総合企画本部長等を歴任のうえ、平成28年6月からは取締役社長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

3

とよまつ ひで き  
**豊松 秀己**

(生年月日) 昭和28年12月28日

再任

当社株式の所有数 28,400株  
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和53年 4月 関西電力株式会社入社  
平成18年 6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、原子燃料サイクル室長  
平成21年 6月 同社常務取締役  
平成23年 6月 同社取締役副社長  
平成25年 6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る）  
〔現在の担当〕  
原子力事業本部長

〔重要な兼職の状況〕

・株式会社きんでん社外監査役

【取締役候補者とした理由】

主に原子力部門における豊富な業務経験を有し、平成21年6月に取締役に就任以降、平成22年6月から原子力事業本部長を務め、同分野における専門的識見を有するとともに、代表取締役として当社グループの経営を担っております。これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

ど い よし ひろ  
**土井 義宏**

(生年月日) 昭和29年10月25日

再任

当社株式の所有数 21,180株  
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和54年 4月 関西電力株式会社入社  
平成18年 6月 同社執行役員和歌山支店長  
平成19年 6月 同社執行役員電力流通事業本部副事業本部長、ネットワーク技術部門統括  
平成21年 6月 同社常務取締役  
平成25年 6月 同社取締役常務執行役員  
平成28年 6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る）  
〔現在の担当〕  
電力流通事業本部長  
行為規制担当  
業務全般

〔重要な兼職の状況〕

・日立造船株式会社社外監査役

【取締役候補者とした理由】

主に電力流通部門における豊富な業務経験を有し、平成21年6月に取締役に就任以降、経営改革・IT本部長、電力流通事業本部長および行為規制担当を務め、これらの分野における専門的識見を有するとともに、平成28年6月からは代表取締役として当社グループの経営を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。



候補者番号

5

もりもと  
森本

たかし  
孝

(生年月日) 昭和30年9月5日

再任

当社株式の所有数 12,403株  
当社との特別の利害関係 なし



### ■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和54年 4月 関西電力株式会社入社  
平成19年 6月 同社執行役員大阪南支店長  
平成21年 6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、リビング営業部門統括  
平成23年11月 同社執行役員企画室長  
平成24年 4月 同社執行役員総合企画本部副本部長、経営企画部門統括  
平成26年 6月 同社執行役員総合企画本部 本部事務局長、総合企画本部副本部長、経営企画部門統括  
平成27年 6月 同社常務執行役員総合企画本部長代理（経営企画部門）、総合企画本部 本部事務局長  
平成28年 6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る）  
〔現在の担当〕  
経営企画室、総合エネルギー企画室  
中間貯蔵推進担当

〔重要な兼職の状況〕

・東洋テック株式会社社外取締役

### 【取締役候補者とした理由】

主に営業部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、平成28年6月に取締役に就任以降、経営企画室、総合エネルギー企画室および中間貯蔵推進担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、代表取締役として当社グループの経営を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

いのうえ とみ お  
井上 富夫

(生年月日) 昭和30年9月29日

再任

当社株式の所有数 15,000株  
当社との特別の利害関係 なし



### ■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和55年 4月 関西電力株式会社入社  
平成22年 6月 同社執行役員企画室 C S R、経営・品質管理担当室長、原子力保全改革推進室長  
平成24年 4月 同社執行役員総合企画本部副本部長、C S R・経営管理部門統括、原子力・安全品質推進部門統括  
平成25年 6月 同社常務執行役員総合企画本部長代理（C S R・経営管理部門、原子力・安全品質推進部門）、人材活性化室担当  
平成28年 6月 同社取締役常務執行役員  
平成29年 6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る）  
〔現在の担当〕  
人財・安全推進室担当、立地室担当

〔重要な兼職の状況〕

・株式会社かんでんエルハート取締役社長  
・社会福祉法人かんでん福祉事業団理事長

### 【取締役候補者とした理由】

主に人事・労務部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、平成28年6月に取締役に就任以降、人財・安全推進室担当、平成29年6月からは立地室担当も務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、代表取締役として当社グループの経営を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

7

み その とよ か ず  
**彌園 豊一**

(生年月日) 昭和31年11月1日

新任

当社株式の所有数 9,500株  
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和56年 4月 関西電力株式会社入社  
平成23年 6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、営業企画部門統括  
平成27年 6月 同社常務執行役員お客さま本部長代理（現在に至る）

【取締役候補者とした理由】

主に企画部門や営業部門における豊富な業務経験を有するとともに、平成27年6月から常務執行役員としてお客さま本部長代理を務め、これらの分野における幅広い識見を有していることを踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者となりました。

候補者番号

8

す ぎ も と や す し  
**杉本 康**

(生年月日) 昭和30年4月23日

再任

当社株式の所有数 23,200株  
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和53年 4月 関西電力株式会社入社  
平成19年 6月 同社執行役員東京支社長  
平成22年 6月 同社執行役員経理室長  
平成26年 6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る）  
〔現在の担当〕  
調達本部長  
原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当

【取締役候補者とした理由】

主に経理部門における豊富な業務経験を有し、平成26年6月に取締役に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）および経理室担当、平成27年6月からは調達本部長も務め、これらの分野における幅広い識見を有しております。これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

9

おおいし とみひこ

大石 富彦

(生年月日) 昭和30年1月17日

再任

当社株式の所有数 19,000株  
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和55年4月 関西電力株式会社入社  
平成19年6月 同社執行役員北陸支社長  
平成21年6月 同社執行役員土木建築室長  
平成27年6月 同社常務執行役員水力事業本部長、研究開発室担当、土木建築室担当  
平成28年6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る）  
〔現在の担当〕  
水力事業本部長  
研究開発室担当、土木建築室担当

【取締役候補者とした理由】

主に土木建築部門における豊富な業務経験を有し、平成28年6月に取締役に就任以降、水力事業本部長、研究開発室担当および土木建築室担当を務め、これらの分野における専門的識見を有しております。  
これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

10

しまもと やすじ

島本 恭次

(生年月日) 昭和33年9月8日

再任

当社株式の所有数 6,701株  
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和58年4月 関西電力株式会社入社  
平成25年6月 同社原子力事業本部副事業本部長、火力事業本部副事業本部長、火力運営部門統括  
平成26年6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、火力事業本部副事業本部長、火力運営部門統括  
平成28年6月 同社常務執行役員火力事業本部長  
平成29年6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る）  
〔現在の担当〕  
火力事業本部長

【取締役候補者とした理由】

主に火力部門における豊富な業務経験を有し、平成29年6月に取締役に就任以降、火力事業本部長を務め、同分野における専門的識見を有しております。  
これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

11

いなだ こうじ  
**稲田 浩二**

(生年月日) 昭和35年3月9日

新任

当社株式の所有数 7,000株  
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

昭和59年4月 関西電力株式会社入社  
平成25年6月 同社執行役員総合企画本部副本部長、CSR・経営管理部門統括、原子力・安全品質推進部門統括  
平成27年6月 同社執行役員総合企画本部 本部事務局長代理、総合企画本部副本部長、CSR・経営管理部門統括、原子力・安全品質推進部門統括  
平成28年6月 同社常務執行役員経営企画室担当、IT戦略室担当（現在に至る）

【取締役候補者とした理由】

主にIT部門や企画部門における豊富な業務経験を有するとともに、平成28年6月から常務執行役員として経営企画室担当およびIT戦略室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有していることを踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者となりました。

候補者番号

12

いのうえ のりゆき  
**井上 礼之**

(生年月日) 昭和10年3月17日

再任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

当社株式の所有数 1,000株  
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

平成6年6月 ダイキン工業株式会社取締役社長  
平成7年5月 同社取締役会長兼社長  
平成8年6月 同社取締役社長  
平成11年5月 社団法人関西経済同友会代表幹事（平成13年5月 退任）  
平成13年5月 社団法人関西経済連合会副会長  
平成14年6月 ダイキン工業株式会社取締役会長兼CEO  
平成15年6月 関西電力株式会社社外取締役（現在に至る）  
平成23年4月 公益社団法人関西経済連合会副会長（現在に至る）  
平成26年6月 ダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

- ・ダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員
- ・阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役
- ・公益社団法人関西経済連合会副会長

【取締役候補者とした理由】

空調機器や化学製品などの製造・販売をグローバルに展開しているダイキン工業株式会社の取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員や阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、取締役候補者となりました。

なお、井上氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

13

おきはら たかむね

沖原 隆宗

(生年月日) 昭和26年7月11日

再任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

当社株式の所有数  
当社との特別の利害関係

なし  
なし



### ■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

平成16年 5月 株式会社UFJ銀行取締役頭取  
平成16年 6月 株式会社UFJホールディングス取締役  
平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員  
(平成20年4月 退任)  
平成18年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取  
平成20年 4月 同社取締役副会長  
平成22年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会長（平成26年6月 退任）  
平成26年 5月 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問  
平成26年 6月 関西電力株式会社社外取締役（現在に至る）  
平成30年 4月 株式会社三菱UFJ銀行特別顧問（行名変更）（現在に至る）

#### 〔重要な兼職の状況〕

- ・株式会社三菱UFJ銀行特別顧問
- ・損害保険ジャパン日本興亜株式会社社外監査役
- ・株式会社オービックビジネスコンサルタント社外取締役

### 【取締役候補者とした理由】

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの取締役会長や株式会社三菱東京UFJ銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行）の取締役副会長など、銀行業務を中心とする金融サービスに係る事業をグローバルに展開している同グループにおいて、数々の要職を歴任している他、損害保険ジャパン日本興亜株式会社社外監査役および株式会社オービックビジネスコンサルタント社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、取締役候補者となりました。

なお、沖原氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

14

こばやし てつ や  
**小林 哲也**

(生年月日) 昭和18年11月27日

再任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

当社株式の所有数  
当社との特別の利害関係

なし  
なし



### ■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

平成19年 6月 近畿日本鉄道株式会社取締役社長  
平成27年 4月 近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長（現在に至る）  
平成27年 4月 近畿日本鉄道株式会社取締役会長（現在に至る）  
平成27年 6月 関西電力株式会社社外取締役（現在に至る）  
平成30年 5月 公益社団法人関西経済連合会副会長（現在に至る）

#### 【重要な兼職の状況】

- ・近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長
- ・近畿日本鉄道株式会社取締役会長
- ・近鉄不動産株式会社取締役会長
- ・株式会社さんえい取締役
- ・三重交通グループホールディングス株式会社社外取締役
- ・株式会社近鉄エクスプレス社外取締役
- ・株式会社近鉄百貨店取締役会長
- ・KNT-CTホールディングス株式会社取締役会長
- ・公益社団法人関西経済連合会副会長

### 【取締役候補者とした理由】

鉄道事業を中心に、不動産事業、流通事業、ホテル・レジャー事業などを展開している近鉄グループにおいて、近鉄グループホールディングス株式会社の取締役会長や近畿日本鉄道株式会社の取締役会長に就任している他、三重交通グループホールディングス株式会社社外取締役および株式会社近鉄エクスプレス社外取締役などに就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、取締役候補者となりました。

なお、小林氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

- (注) 1. 井上礼之、沖原隆宗および小林哲也の各氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、井上礼之、沖原隆宗および小林哲也の各氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
3. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
- 小林哲也氏が近畿日本鉄道株式会社の取締役として在任中の平成25年12月に、同社は、同社が運営し、同子会社へその営業に関する一切を委託している旅館等およびホテル施設のメニュー等において、不当景品類及び不当表示防止法に違反する表示があったことに関して、消費者庁長官から措置命令を受けました。
4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、井上礼之氏は15年、沖原隆宗氏は4年、小林哲也氏は3年であります。
5. 当社は、井上礼之、沖原隆宗および小林哲也の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 取締役等に対する株式報酬制度導入の件

#### 1. 提案の理由

当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」および「業績連動報酬」で構成されていますが、新たに、当社の取締役および執行役員（国内非居住者を除く。取締役とあわせて、以下「取締役等」という。）を対象に、当社株式の交付を行う株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等を対象に、当社グループの中長期的な企業業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成18年6月29日開催の第82回定時株主総会においてご承認いただきました取締役に対する金銭による報酬の限度額（月額75百万円以内）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

現在、本制度の対象となる取締役は11名であり、第2号議案「取締役全員任期満了につき14名選任の件」が原案どおり承認可決されますと11名となります。

また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案ではそれらの執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役の報酬等として、その額および内容を提案するものであります。



## 2. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。

（詳細は下記3.以降のとおり。）

|   |  |
|---|--|
| ① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者                                  | ・ 当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）<br>・ 当社の執行役員（国内非居住者を除く。）  |
| ② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響                            |  |
| 当社が拠出する金員の上限<br>（下記3.(1)のとおり。）                            | ・ 3事業年度を対象として、合計480百万円   |
| 取締役等が取得する当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法<br>（下記3.(1)および3.(2)のとおり。） | ・ 取締役等に付与される1年当たりのポイントの総数の上限は190,000ポイント（※）<br>・ 取締役等に付与される1年当たりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（平成30年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.02%<br>・ 当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得。ただし、平成30年に設定する本信託（下記3.(1)に定める。）については、株式市場から取得するため、本制度による希薄化は生じない。<br><br>※信託期間ごとに本信託が取得する株式数の上限は、取締役等に付与される1年当たりのポイントの総数の上限数に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する570,000株となります。 |
| ③ 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期<br>（下記3.(3)のとおり。）                  | ・ 取締役等の退任時   |



### 3. 本制度における報酬等の額および内容等

#### (1) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（当初は、平成31年3月31日で終了する事業年度から平成33年（※）3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、本(1)第3段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計480百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(1)第3段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得（平成30年に設定する本信託については、株式市場から取得）します。当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記(2)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計480百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、480百万円の範囲内とします。

また、本信託を終了する場合においても、信託期間の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長することがあります。ただし、その場合には、取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

※来年5月に元号が変更されますが、便宜上、現在の元号を用いております。

#### (2) 取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法および上限

信託期間中の毎年6月1日に、役位に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます。また、取締役等の退任時（退任には、海外赴任により国内居住者でなくなる場合を含む。以下同じ。）にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社普通株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

取締役等に付与される1年当たりのポイントの総数は190,000ポイントを上限とします。

信託期間中の制度対象者の減少等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡したうえで取締役会決議によりその消却を行う予定です。

(3) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記(2)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。

このとき、当該取締役等は、累積ポイントの一定割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切上げ。）について交付を受け、残りについては本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに相当する数の当社株式について、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。信託期間中に受益者要件を満たさず取締役等が海外赴任により国内居住者でなくなる場合は、その時点で付与されている累積ポイントに相当する数の当社株式について、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

(4) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(5) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

## <株主からのご提案全般に対する取締役会の意見>

第4号議案から第23号議案までは、株主からのご提案によるものであります。取締役会としては、第4号議案から第23号議案までの全ての議案に反対いたします。

株主からのご提案は、原子力発電、原子燃料サイクルおよびCSRに関するものが多くを占めておりますが、これらについて、取締役会は次のとおり考えております。

原子力発電については、「エネルギーセキュリティの確保」、「経済性」および「地球環境問題への対応」の観点から、引き続き重要な電源として活用していく必要があること、また、平成26年に閣議決定された国のエネルギー基本計画においても、「重要なベースロード電源」と位置づけられていることから、安全確保を大前提に、将来にわたって活用してまいります。あわせて、競争力のある電源の開発・導入、再生可能エネルギーの普及・拡大を推進してまいります。

原子力発電の安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急対策に加え、安全対策を多段的に確保する深層防護の観点から、安全対策の強化を実施しており、原子力規制委員会において安全性が確認された原子力プラントについては、立地地域のみなさまのご理解を賜わりながら、早期に再稼働するとともに、安全最優先で運転・保んに万全を期してまいります。

原子燃料サイクルについては、国のエネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進を基本的方針とすることとされており、引き続き推進してまいります。

CSRについては、「経営理念」において社会的責任を全うすることを安全最優先とともに経営の基軸に位置づけ、さらに「関西電力グループCSR行動憲章」において、CSR行動原則を掲げております。これらに基づき全ての事業活動を展開し、社会のみなさまからの信頼を確固たるものにしてまいりたいと考えております。

なお、株主からのご提案のうち、定款変更議案の多くは業務執行に関するものでありますが、機動的かつ柔軟な事業運営を確保する観点から、具体的な業務執行については取締役会で適宜決定していくことが相当であり、定款で定めることは適当でないと考えます。

議案ごとの取締役会の意見については、それぞれの議案の後に記載しております。

### 〈株主(36名)からのご提案(第4号議案から第8号議案まで)〉

第4号議案から第8号議案までは、株主(36名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(36名)の議決権の数は、592個であります。

#### 第4号議案 定款一部変更の件(1)

##### ▼提案の内容

「第1章 総則」第2条中、「本公司は、次の事業を営むことを目的とする。」を「本公司は、持続可能で自足的なエネルギー利用を実現し、地球環境を保護するため、化石燃料エネルギーと原子力エネルギーへの依存からの脱却を進めるとともに再生可能エネルギーを基盤とした省エネルギー型の電力システムを形成し、効率的なエネルギー・サービスを供給することを目的として、次の事業を営む。」に改める。

##### ▼提案の理由

現在の定款では事業目的を記す第2条は、事業目的ではなく、事業内容を列挙しているだけである。次の理由から、事業目的、ビジョンを入れることを提案する。

気候変動枠組条約COP21において採択された「パリ協定」で、すべての締約国が、産業革命以降の地球平均気温上昇を2度未満に抑制する長期目標に合意した。今世紀の後半には、温室効果ガスの排出量をほぼゼロに近づけることを意味しており、諸国は脱炭素社会を目指して動いている。原子力エネルギーは一時、代替エネルギーとして期待されたが、長年にわたるリスク管理を要し、事故時の損害が極めて大きいため、事業上もリスクが大きい。

持続可能な社会を実現するためには、再生可能エネルギーを基盤としたエネルギー・システムと省エネルギー社会の実現が求められる。そのための高度な電力システムの形成と技術的サービスが電力会社の使命であり、そのための積極的な投資をすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（42頁）に記載のとおり、安全確保を大前提に、原子力発電を引き続き活用するとともに、競争力のある電源の開発・導入、再生可能エネルギーの普及・拡大を推進してまいります。

また、エネルギーの効率的利用に資する商品やサービスメニューの提供に加え、高効率、高品質、高信頼度の電力流通システムであるスマートグリッドの構築などにより、お客さまと社会の省エネルギーの実現に貢献してまいります。

#### 第5号議案 定款一部変更の件(2)

##### ▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。

### ▼提案の理由

株主総会において、参加者が発言した内容を議事録で確認できることは、よりよい討議をする上での基本的な条件である。株主が総会で発言したことが、会社側に正しく伝わっているのか、誤解されていないかを確認できることも重要である。ところが現在、作成されている議事録は役員等による答弁のみを要約したものであり、株主の質問は記載されておらず、何が討議されたのかを確認できるものになっていない。そのため、議事録の正確な作成と開示を求める。

また、開示の方法にも課題がある。現在の議事録は、株主が手続きをして初めて議事録を入手することができるがその手続きは煩雑である。そして、株主でない一般の市民には入手することができないため、株主以外の市民に対しても開示する必要がある。これは、株主以外の市民の信頼を得ることにもつながる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、従来から、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

## 第6号議案 定款一部変更の件(3)

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

#### 第7章 CSRに基づく事業運営

第43条 本会社の事業と社会をともに持続可能なものにし、あらゆる人々との共生、ならびに生態系との共生を図る。現在の人々だけでなく将来世代の人権、貧困からの自由、平和を守るという本会社の社会的責任を果たすためのマネジメントと対話に取り組む。このため必要な方針、目標を定め、定期的に見直すしくみをつくる。

### ▼提案の理由

CSRの方針としては行動憲章が策定され、毎年発行されるグループ・レポートで目標の達成状況も公表されるようになってきた。しかし、目標、指標の中には社会的責任に十分に対応していないものもある。例えば、SDGs（持続可能な開発目標）の「働きがいも経済成長も」に対応した指標が設定されているが働きがいや評価できる指標は入っていない。再生可能エネルギーの普及が急務であるが、これに対応した電力システムの形成の指標なども入っていない。「CO<sub>2</sub>排出係数」の削減目標が設定されているが、集計範囲を当社の排出としながら業界団体の設定した目標が用いられている。また、人権の尊重に対応しては、「研修受講者数」を設定しているが、人権保護の状況としては、ハラスメント等の侵害事件数などの把握、目標設定も必要である。

目標、指標の妥当性を含め、取り組みを改善していくために、CSRの取り組みをマネジメントするしくみの導入を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（42頁）に記載の「関西電力グループC S R 行動憲章」において、「お客さまに選ばれる商品・サービスの安全かつ安定的なお届け」、「よりよき環境の創造を目指した積極的な取組み」、「地域社会の発展に向けた積極的な貢献」、「人権の尊重とダイバーシティを活かした良好な職場環境の構築」、「透明性の高い開かれた事業活動」および「コンプライアンスの徹底」の6つのC S R 行動原則を掲げ、各取組みを評価しながら全ての事業活動を展開しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

#### 第7号議案 定款一部変更の件(4)

##### ▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

##### 第7章 C S Rに基づく事業運営

第44条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善するしくみをつくる。

##### ▼提案の理由

情報開示は対話の基礎である。当社は、グループ・レポートの発行やウェブサイトでの情報発信、直接対話などに取り組んでいるものの、さらなる情報の開示や納得のできる説明を求める声は多い。当社の説明、根拠の開示が十分でないという意見もある一方、市民の納得を得ることが困難である背景には当社への不信もあると見られる。このような不信を解消していくためには、日常の対話、情報開示が重要である。

しかし、これまでのように、開示内容が法的要求を満たしていることでよしとし、自己満足的な情報開示に留まっていたら、利害関係者の納得も、信頼も得ることはできない。そのため、利害関係者の関心・意見を把握しつつ対話の質を高めるしくみの導入を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（42頁）に記載の「関西電力グループC S R 行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」をC S R 行動原則の一つとして掲げ、記者発表やホームページなどを通じて積極的な情報開示を行うとともに、地域や社会のみなさまとの双方向のコミュニケーションの展開に努めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。



## 第8号議案 定款一部変更の件(5)

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

#### 第7章 CSRに基づく事業運営

第45条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

### ▼提案の理由

経営効率化の不適切な進め方が、当社の業務、競争力の基盤を損ねる傾向が見られる。当社の技術的・組織的な基礎力が損なわれれば、自由化市場での競争はより困難になる。

設備の修繕費は2009年度には2,862億円であったが、16年度には1,896億円へと約66%に削減された。そのため、下請け会社の工事力が低下しており、災害対応など突発的な工事が困難になりつつある。

設備を支えるのは人材であるが、精神疾患が労使の間で問題になり、若年者の退職など、人材の喪失が懸念されている。精神疾患についてのデータなどの情報が明らかにされていないことも課題である。

高浜原発再稼働申請に関わった担当課長が過労自殺に至った事件は問題視され、労働基準監督署の介入を招いた。このような状況が改善されなければ、人材を失い、業務遂行・サービスに支障をきたし社会の信頼を得ることも困難になる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、安全を最優先に、電気の品質・信頼度を確保し、設備の保全に万全を期すために、必要な経営資源を投入しております。

また、従業員のやる気・やりがいにも配慮しつつ、将来にわたる確実な業務遂行や技術・技能の継承・向上を図るため、グループ全体で人材育成を推進しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

### 〈株主(105名)からのご提案(第9号議案から第15号議案まで)〉

第9号議案から第15号議案までは、株主(105名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(105名)の議決権の数は、941個であります。

#### 第9号議案 剰余金処分の件

##### ▼提案の内容

当期末における剰余金の配当について、会社側提案より1株あたり3円多くする。

##### ▼提案の理由

当社の、特に原発に関するPRは信頼性に欠ける。都合の良いことだけを取り上げ、悪いことは書かない。当社のHPでは、再処理、核燃料サイクルについて、すでに完成した技術のように書かれている。しかし実際には六ヶ所再処理工場はまたも運転開始を延期、もんじゅは廃炉になった。ずっと動かない再処理工場に当社は毎年約500億円の再処理代を支払い続けている。

また福島原発事故の後、火力発電の比率が増えたので、CO<sub>2</sub>の排出量が増えたとあるが、実際はここ数年CO<sub>2</sub>の排出量は減少している。

太陽光など再生可能エネルギーの発電コストは高く、原発は「家計に優しい」と書いてあるが、再生可能エネルギーのコストは、国際的には他電源より安くなってきている。発電していない日本原電の原発に、当社は年に約200億円の電気代を支払っている。間違ったPRは当社のイメージを悪化させる。無駄なPRをやめ、その費用を株主に還元することを提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、株主のみなさまに対して関西電力グループとして経営の成果を適切に配分するため、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的な配当を維持することを株主還元の基本方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、平成29年度の業績が3期連続の黒字となり、財務体質が改善しつつあることや、平成30年度以降の収支状況など、経営環境を総合的に勘案し、第1号議案として提案しております剰余金の処分案が最適であると考えております。当社としては、中期経営計画の達成に向けた取組みにより、継続的に企業価値を増大させ、株主のみなさまのご期待にお応えしてまいります。

#### 第10号議案 取締役解任の件

##### ▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 岩根 茂樹



### ▼提案の理由

- 1 東日本大震災による福島原発の重大事故が未だ継続し、更なる被害と汚染が拡大する中、高浜原発、大飯原発の再稼働を強行して、我が国を亡国に導こうとしていること。
- 2 6年に渡って株主総会で当社の最大のユーザーを抱える大阪市（9%以上の筆頭株主）、京都市、神戸市から出された「再稼働反対」、「脱原発」への株主提案や意見に、まともな答弁もせず悉く反対し、逆に再稼働を強行して、公益事業者としての使命を放棄していること。
- 3 不必要な『中間貯蔵施設』の建設を原発再稼働の条件として、福井県知事と約束。和歌山、青森など多くの自治体に不安と混乱をもたらし続けていること。
- 4 原発依存によって、経営悪化を招き、株価を低下させ、株主に多大な損害を与え続けていること。
- 5 経営環境の悪化を電気料金の値上げと従業員・下請け労働者の労働強化でしのぎながら、一方で不必要な役員・顧問を多数抱え、不当に高い報酬を支払っていること。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

解任の対象とされている取締役は、当事業発展のため他の取締役とも一致協力し、経営全般にわたる諸課題に全力を傾注して取り組み、取締役として法令および定款に従い、忠実にその職務を遂行しておりますので、解任を求められる事由はありません。

### 第11号議案 定款一部変更の件(1)

#### ▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬の開示)

第31条の2 取締役の報酬に関する全ての情報を個別開示する。

#### ▼提案の理由

当社は今年中に福井県外に中間貯蔵施設の計画地点を示すと発表した。原発の使用済み核燃料を一時的（50年間）に置いておく施設である。再処理工場が稼働しないため使用済み核燃料は六ヶ所村と原発サイトにたまり行き場を失っている。再処理事業が今後計画通りにいくとは考えにくい。再処理しなければ使用済み核燃料は危険な核のごみだ。中間貯蔵施設は中間という名の最終処分場になる可能性がある。核のごみ処分のごまかし、先送りは許されない。全原発を廃炉にし、使用済み核燃料の処分を検討すべきである。原発がなくても電気は足りている。原発事故が会社に多大なる損害を与えることは福島第一原発事故から学んだはずだ。原子力から手を引くチャンスなのに実行せず、一時仮置き場としての中間貯蔵施設建設を進めることは当社を危機におとしめる。このような方針に取締役がどう関わったのか、そしてその働きに対する報酬額はいくらなのか開示を求める。

他の株主（2名）から同一の趣旨のご提案があります。なお、提案株主（2名）の議決権の数は、724,793個であります。

#### ▼提案の理由

関西電力が、脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

電気料金に関しては、過去2回にわたり、8府県と4指定都市から構成される関西広域連合から、電気料金の値上げに対し申し入れを実施しているが、前回の値下げによっても値上げ前の電気料金の水準までは、まだ戻っていない。

また、平成29年度における本提案は、株主からの提案の中で最も高い約4割の賛成を得ており、株主のコストに対する意識は高いと思われる。

こうした状況も踏まえて、需要家へのコスト削減に関する説明責任をしっかりと果たすべきであり、取締役の報酬に関する情報を個別に開示すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

取締役の報酬については、株主総会の決議に基づき、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会の適切な関与・助言を得たうえで、取締役会において決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役に支給される報酬等の総額を開示することが株主のみならず、またとって重要であると考えており、法令に従い、事業報告において役員報酬等の総額を開示しております。

このような取扱いは、適法かつ一般的なものと考えております。

### 第12号議案 定款一部変更の件(2)

#### ▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第8章 原子力発電関連の会社への出資、債務保証の禁止

第46条 日本原子力発電株式会社への出資、債務保証を禁止する。

#### ▼提案の理由

日本原子力発電株式会社（以下日本原電）からの電力購入は福島原発事故後、2011年5月から停止している。それにもかかわらず、運転を停止してから6年以上にわたって、電力を供給しない日本原電に多額の支払いを続けている。2015年には約232億円、2016年には約212億円が当社より支払われた。電力の売買もなく日本原電に支払い続けていることは不適切な取引である。日本原電保有の原発のうち敦賀2号は原子炉直下に活断層が指摘されている。また、茨城県東海第2原発も地元の反対で稼働の見込みはまったくない。このような展望のない日本原電に417億円もの債務保証を毎年繰り返している。そして、敦賀1号の廃炉費用は、関西、中部、北陸の各電力が負担するとの契約が結ばれている。廃炉費用は本来日本原電が積み立て

ておくべき費用である。日本原電との資本関係を続けることは当社に大きな損失を与えることになる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

日本原子力発電株式会社は、新規制基準への適合性審査対応をはじめとする再稼動に向けた取組みを行っているところであり、当社にとって供給力確保の観点で重要なパートナーであります。また、同社は、国内における原子力発電のパイオニアとして、原子力事業の発展に重要な役割を果たしてきており、近年は原子力発電所の廃止措置や使用済燃料の中間貯蔵に関する先駆的な取組みを進め、当社をはじめ全ての原子力事業者にとって有用な知見やノウハウを蓄積しております。

したがいまして、当社の事業運営における同社の重要性などを総合的に評価し、同社に対し、必要かつ適切な範囲で出資および債務保証を実施しております。

### 第13号議案 定款一部変更の件(3)

#### ▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

#### 第9章 再処理の禁止

第47条 当社は再処理をせず、プルトニウムを利用しない。

#### ▼提案の理由

1993年に着工した六ヶ所再処理工場は、24回目の延期で、2021年完工予定となった。雨水流入などのトラブルが相次ぎ、原子力規制委員会の審査はまったく進まない。もんじゅの時の日本原子力研究開発機構のように、日本原燃に運転する資格はないと判断されるのではないか。一方で再処理工場の維持費は年間約2500億円で、これまでに約3兆5千億円もの「再処理代」を電力会社はすでに支払っている。

この25年で世界のエネルギー状況は大きく変わった。再生可能エネルギーの伸びは著しく、発電コストも安くなっている中、日本は再処理に固執している。

再処理工場に近い小川原湖に、米軍のF16戦闘機が燃料タンクを落下させた。もし再処理工場に落ちていたら、放射性物質が飛散する大惨事になった可能性が高い。

当社は1年半で100万件以上、約1割の顧客を失った。みなさまに選ばれる電力会社になるためには、再処理中止の英断が必要だ。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

原子燃料サイクルについては、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（42頁）に記載のとおり、資源の有効利用等の観点から、その推進が国の基本的方針とされており、引き続き推進してまいります。

#### 第14号議案 定款一部変更の件(4)

##### ▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

##### 第10章 データ不正に関する原子力発電所安全性検証委員会

第48条 当社は神戸製鋼所等のデータ不正の疑いのある製品が使用されている原子力発電所の安全性を検証するための委員会を設置する。

##### ▼提案の理由

神戸製鋼所は故意に安全性データを改ざんしていた。これは当社の原発にとって、安全性、経済性の双方に重大な影響をもたらす大問題だ。

当社は、原子力規制委員会への報告で、神戸製鋼所がさらなる隠蔽を行った可能性について言及していない。フランスでは、アレバ社のクルーズ・フォルジュは、元の記録を破棄し、それを偽のデータに置き換えた。当社は「安全性データは自動的に入力されるから問題ない」としているが、たとえ自動入力でも、書き直すことは可能で、安全性を検証する必要がある。

当社はまず運転中の原発を停止し、原子炉圧力容器部材、加圧器、蒸気発生器、溶接材など神戸製鋼所から搬入された機械、部品で、瑕疵や異常の可能性のあるところをすべてリストアップする必要がある。そのうえですべてを非破壊検査や破壊検査で調べて、結果を公表すること。そして原発の運転停止による損失は神戸製鋼所に求めるべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、これまでに神戸製鋼所等の製品について、工場への立入調査や検査証明書と元データとの照合等により、高浜発電所3、4号機および大飯発電所3、4号機の安全性に影響を与えないことの確認を行い、結果を公表するとともに、国に報告し、確認いただいております。

今後、美浜発電所3号機および高浜発電所1、2号機についても、確認してまいります。

#### 第15号議案 定款一部変更の件(5)

##### ▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

##### 第11章 原子力発電からの撤退

第49条 当社は原子力発電から撤退する。

### ▼提案の理由

当社の経営陣に対して、将来的に経営の足かせにしかならない原発は「廃炉処理するのを前提に、経営権を電力会社から切り離すこと」を国に提案するよう要望する。

福島原発事故から7年が経過した現在、21兆円を上回る賠償・廃炉対策費用の見込み、2016年からの電力自由化における当社の経営状況の悪化、さらに2020年の発送電分離を考慮すると、電力会社は従来の延長の経営ではやっていけないのは明らかだ。電力自由化によって、他の電力会社とシェアを奪い合う競争をしているが、もっと抜本的な対応が必要だ。電気料金を引き下げるという名目で原発の再稼働を進めているが、原子力規制委員会の新規制基準への対応、裁判所の決定、自治体の動向などで、計画通り行くかどうか不透明だ。もしそれでも原発の再稼働を進めるのなら、事故の際に、株主にも国にも国民にも負担をかけないという経営陣としての覚悟を表明していただきたい。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（42頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

### 〈株主(2名)からのご提案(第16号議案から第18号議案まで)〉

第16号議案から第18号議案までは、株主(2名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(2名)の議決権の数は、724,793個であります。

#### 第16号議案 定款一部変更の件(1)

##### ▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(経営の透明性の確保)

第5条の2 本会社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

##### ▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。同時に、政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付等については一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」(42頁)に記載のとおり、「関西電力グループCSR行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」をCSR行動原則の一つとして掲げ、記者発表やホームページなどを通じて情報を積極的にお届けしており、今後も引き続き情報開示に努めてまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

#### 第17号議案 定款一部変更の件(2)

##### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(代替電源の確保)

第50条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や環境性能に優れた高効率の天然ガス火力発電所の新增設など、多様なエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

### ▼提案の理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のIPP・コジェネ買取を含むM&Aの強化や環境性能に優れた高効率の天然ガス火力発電所の新增設等により供給力確保に最大限努めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（42頁）に記載のとおり、安全確保を大前提に、原子力発電については、引き続き活用してまいります。

火力発電については、今後もグループ全体で競争力のある電源の開発・導入の検討を管内・管外において進めてまいります。また、再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き普及・拡大を推進してまいります。

## 第18号議案 定款一部変更の件(3)

### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新 (事業形態の革新)

第51条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

### ▼提案の理由

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の分離を速やかに進めるべきであり、国では平成27年4月に広域的運営推進機関を設立し、平成28年4月に電力小売りの全面自由化を開始するとともに、最終段階である送配電部門の分離に向けた法制度の整備が行われたところである。

他電力では既に先行実施している事例もあるが、可能なかぎり早期に持株会社設立と送配電部門の子会社化による法的分離を進め、発電会社からの独立性を確保しつつ送配電会社としてのノウハウ蓄積と送配電網拡充等を行うべきところ、関西電力も法的分離を見据えた組織改正を予定しているが、最終的には所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、発電電分離に向けた事業形態の革新に取り組むべきである。



○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、真にお客さまおよび株主のみなさまの利益につながる最適な電力システムの実現に向け、今後も、国等の検討に積極的に協力していくことに加え、この改革を実効的なものとするためには、技術的課題への対応や原子力をはじめとする事業環境の整備が必要と考えており、その検証と必要な措置を国等に対して引き続き求めていくとともに、これらの課題解決に取り組んでまいります。

また、送配電事業の法的分離に当たっては、2020年4月に送配電事業を分社化する方向で検討しております。当社は、発電部門または送配電部門の売却等を行わず、引き続きバランスの取れた事業ポートフォリオを構築することが企業価値の最大化につながると考えております。



### 〈株主(1名)からのご提案(第19号議案から第22号議案まで)〉

第19号議案から第22号議案までは、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、682,868個であります。

#### 第19号議案 定款一部変更の件(1)

##### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

##### (脱原発と安全性の確保)

第52条 本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

- (1) 論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立

2 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。

3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

##### ▼提案の理由

原発に過酷事故が発生すると広範囲に回復不可能な甚大な被害が想定され株主利益を著しく棄損するだけでなく将来に過大な負担を残す恐れがあるため、今後、国民的議論を経て脱原発に向けた方針を確立すべきである。関電は脱原発に向け速やかに原発を廃止すべきであり供給計画も原発が稼働しない前提で定めるべきである。

電力需要抑制の取組みを強化し代替電源の確保に努めた上で必要最低限の範囲で原発を稼働させる場合も万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済核燃料の最終処分方法の確立等極めて厳格な稼働条件を設定すべきである。

また原発は司法判断により稼働が左右される不安定な電源であり依然として経営リスクをもたらしていることから、関電は事態を直視し国民の不安を払拭するためにも、国に対して原発再稼働判断と実効性ある避難計画の策定等安全確保に係る責任体制の明確化を求めると共に本提案を実行し十分な説明責任を果たすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（42頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全性の向上に取り組んでおり、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となるしくみが導入されております。なお、当社としては、国や事業者間の負担のあり方を一層明確化するための見直しを引き続き求めてまいります。

使用済燃料から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、平成26年に閣議決定されたエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示され、国において処分地選定に向けた検討が進められており、科学的特性マップが提示されたことを契機に全国各地で対話活動が進められております。当社としても、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）と連携してまいります。

## 第20号議案 定款一部変更の件(2)

### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

##### （安全文化の醸成）

第53条 本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

### ▼提案の理由

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、平成16年8月の美浜発電所3号機事故をはじめとする事故・災害の教訓を通じて、安全は全ての事業活動の根幹であるとともに、社会から信頼を賜わる源であると考え、経営の最優先課題として掲げ、一人ひとりがそれぞれの職場において安全最優先の行動を徹底し、安全文化の醸成に取り組んでおります。

平成26年8月には、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を通じて、将来世代まで引き継いでいく原子力安全に係る理念を社内規程として明文化したうえで、原子力安全に関する取組みを実践し、安全文化の発展に努めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

**第21号議案** 定款一部変更の件(3)**▼提案の内容**

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(再就職受入の制限)

第5条の3 取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

**▼提案の理由**

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、取締役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、経営環境や経営課題等から、当社の経営を担うにふさわしい取締役候補者を決定し、株主総会にてご承認いただいております。

また、従業員等についても、高度な専門性や知見が必要とされる分野において、求められる要件を個別具体的に設定したうえで、その要件を満たす人材を募集し、厳正なる選考のうえ、採用しております。

**第22号議案** 定款一部変更の件(4)**▼提案の内容**

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。

(取締役の定員の削減及び過半数の社外取締役の登用)

第20条 本会社の取締役は10名以内とし、その過半数を社外取締役とする。

**▼提案の理由**

関電が脱原発と安全性確保、発送電分離、再生可能エネルギー等の大規模導入、天然ガス火力発電所の新増設といった事業形態の革新に向けて経営方針を大転換していくため、徹底したコスト削減と経営の機動性向上が必要である。

また、国の責任体制が明確でない中、原発は司法判断により稼働が左右される不安定な電源として大きな経営リスクを孕んでおり、より高度な経営判断が求められる状況であることから、取締役には直面する経営課題に精通した外部人材を積極的に登用すべきである。そして、経営の客観性及び透明性を高めるため取締役のうち社外取締役を過半数とし、経営監督機能向上のために指名委員会等設置会社への移行も視野に入れるべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、取締役数の削減による取締役会の活性化を図るとともに、複数の社外取締役を登用することにより監督機能を強化しております。

また、取締役候補者の指名については、より客観性・透明性を確保できるよう、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会の適切な関与・助言を得たうえで、取締役会において決定しております。

現下の経営課題に対処していくため、第2号議案として提案させていただいている14名の候補者の選任が最適であり、本提案のように規定を変更する必要はないと考えます。

### 〈株主(1名)からのご提案(第23号議案)〉

第23号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、41,925個であります。

#### 第23号議案 定款一部変更の件

##### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

##### (脱原発依存と安全性の確保)

第54条 本会社は、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

##### ▼提案の理由

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故を踏まえれば、ひとたび原子力発電所で大事故が発生すれば、市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかであり、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。第1項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の効率的な活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」(42頁)に記載のとおり、安全確保を大前提に、原子力発電については、引き続き活用してまいります。

火力発電については、今後もグループ全体で競争力のある電源の開発・導入の検討を管内・管外において進めてまいります。また、再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き普及・拡大を推進してまいります。

以 上

# 議決権の行使についてのご案内

## ご出席いただける場合の議決権の行使

株主総会にご出席いただける場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



**株主総会開催日時**  
平成30年6月27日（水曜日）  
午前10時

## ご出席いただけない場合の議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、28頁から60頁の「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### (1) 書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。



### 行使期限

平成30年6月26日（火曜日）  
午後5時30分到着分まで

### (2) インターネット等による議決権の行使

インターネット等により議決権を行使される場合は、次頁の「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。



### 行使期限

平成30年6月26日（火曜日）  
午後5時30分まで

詳細は次頁をご覧ください

## 代理人による議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

## 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使は、他人のために株式を有する株主の方に限らせていただきますが、行使に当たっては、株主総会日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を記載した書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

## 相反する議案の取扱い

第1号議案と第9号議案は相反する関係にあります。したがって、第1号議案および第9号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされると、第1号議案および第9号議案への議決権の行使は無効となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

## インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

### 1. インターネットによる議決権の行使について

#### (1) 議決権行使サイトのご案内

- a. 当社の指定する議決権行使サイト：<https://evote.tr.mufig.jp/>
- b. 利用環境の制限

当サイトは、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話サービス（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）を用いたインターネットのみでご利用いただけます。

なお、当サイトをご利用いただく際のプロバイダへのインターネット接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

〔携帯電話について〕

上記サービスが利用可能の場合であっても、携帯電話の機種によっては、ご利用できない場合がございます。（セキュリティ確保のため、TLS通信（暗号化通信）および携帯電話情報送信が可能な機種のみ対応しております。）

（注）「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

#### (2) 議決権行使期限

**平成30年6月26日（火曜日）の午後5時30分まで**受付させていただきます。

なお、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### (3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- a. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合  
到着日時を問わずインターネットによる行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- b. インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合  
最後に行われた行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

#### (4) 「ログインID」および「仮パスワード」についてのご注意

- a. 「ログインID」および「仮パスワード」の記載場所  
同封の議決権行使書用紙に記載しております。
- b. パスワードの変更について  
株主さま以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いすることになります。

### システムに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027（受付時間9：00～21：00、通話料無料）

### 2. 議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

以上



# 株主総会会場ご案内

開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。

## 会場

### ATCホール

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

## 交通のご案内

●Osaka Metro南港ポートタウン線（ニュートラム）  
「トレードセンター前」駅下車 徒歩約5分

●「トレードセンター前」駅までの主要アクセス

(1) JRをご利用の場合（大阪・天王寺方面から）

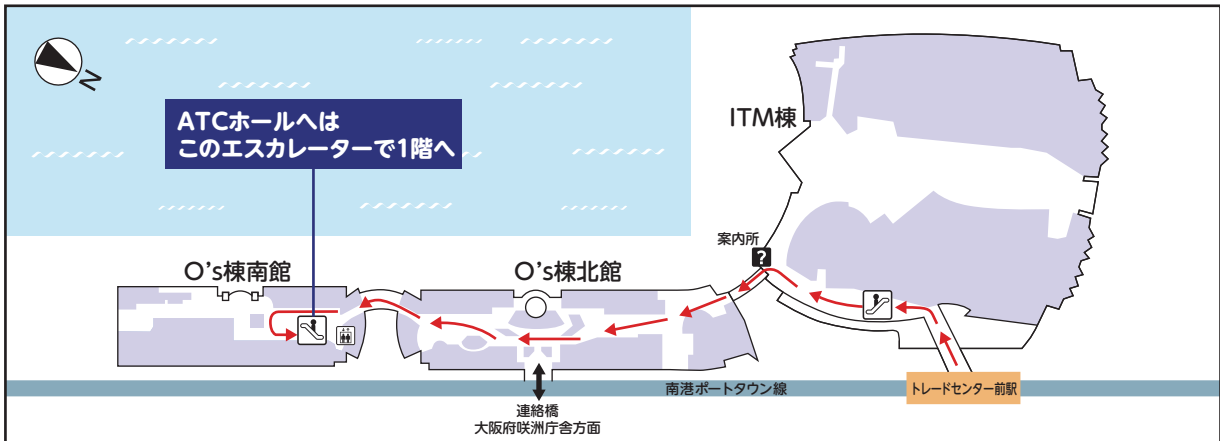
JR大阪環状線「弁天町」駅下車→Osaka Metro中央線  
「弁天町」駅にて乗り換え→「コスモスクエア」駅下車→  
Osaka Metro南港ポートタウン線に乗り換え→「トレード  
センター前」駅下車

(2) Osaka Metroをご利用の場合（梅田・なんば方面から）

「本町」駅にてOsaka Metro中央線に乗り換え→「コスモスクエア」駅下車→Osaka Metro南港ポートタウン線に乗り換え→  
「トレードセンター前」駅下車



## ■ホールへの道順 (ATC 2階平面図)



※当日は駐車場、駐輪場はご用意しておりませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

